

厚生労働省の『外国人雇用状況』の届け出状況』によると、外国人労働者数は昨年10月末で182万人を超え、過去最高を更新した。国籍別ではベトナムが最多で、中国、フィリピンと続く。在留資格別には永住者などの身分に基づくものが最も多く、次いで専門的・技術的分野、技能実習の順となっている。

東海3県を見ると、愛知県は約19万人で、東京都に次いで多く、全国の1割を占める。3県とも最多はベトナムだが、ブラジルやフィリピン国籍が中国よりも多い。全国に比べ、身分に基づく資格や技能実習の割合が高く、製造業で働く人が多いことも特徴で、産業別割合はいずれの県も4割を超える。

東海地方では、1990年代、日系人中心に外国人の雇用が始まり、製造業などの担い手として重要な役割を果たしてきた。早期に来日した人々は永住者や日本人の配偶者等として定住し、家族を形成している。

2月17日付の本紙論説でも取り上げら

れた移民2世の日本語教育など、外国人労働者とその家族の抱える課題は、雇用だけでなく、妊娠・出産から子育て、教育、そして年金に至るまで、多様化している。

東海3県と名古屋は地元経済団体と協力し、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を2008年に定めた。

外国人集住都市会議は、昨年の大会を鈴鹿市で開催し、「SUZUKA宣言」を採択、国に要望した。早くから多文化共生に取り組んできた地域ではNPOがサポートし、住みやすい地域として当事者から評価されている所もあるものの、支援者の努力や一部自治体による取り組みでは限界がある。

国際協力機構(JICA)が昨年発表した報告書では、日本がさらなる経済成長を実現するため、40年には約4倍の外国人労働者が必要になるとの試算結果が示された。東海3県では生産年齢人口に占める外国人労働者(必要量)の割合が1割を超えるという。

11年に国連人権理事会で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」では、国家の人権保護義務とともに、企業の人権尊重責任が示された。ESG(環境、社会、企業統治)のS(社会)に区分される重要な要素の一つで、海外投資家の注目も高まっている。

日本でも企業の取り組みを促すため、20年に関係省庁が行動計画を策定、昨年9月にはガイドラインを定め、セミナー等が各地で行われている。海外から厳しい視線が注がれる中、長年の課題である技能実習制度のあり方に関する検討も始まっている。移民政策ではないとの建前は変わらないが、国のスタンスも変わりつつある。

中部経済連合会では、愛知県や地元経済団体とともに、企業から募ったボランティアを日本語教室に紹介するなどの支援を始めている。民間ベイスの取り組みを後押しするために、基本法の制定と専任組織の設置など、国の明確な意思表示と制度的な支援が求められる。